

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年12月16日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 区分 : 該当なし
 その他 : 9 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主復水器連続洗浄装置(A1)プースターポンプ吐出圧力計において、指示値不良(指示値が通常より低い)が認められたため、当該圧力計を点検。	G	
2	4号機	第4給水加熱器(C)伝熱管の渦流探傷検査時、伝熱管2本に判定値基準外れ(押しきず)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	G	
3	4号機	第3給水加熱器(C)伝熱管の渦流探傷検査時、伝熱管3本に判定値基準外れ(押しきず)が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	G	
4	4号機	所内電源設備6.9kV閉鎖配電盤(非常用電源:4C)停止操作時、計装用空気圧縮(A)が非常用電源電圧低による停止信号除外未実施により停止したため、当該信号を除外し同圧縮機を再起動。	G	
5	4号機	タービンバイパス弁グランドシール蒸気出口逆止弁点検時、弁座シート面に減肉(エロージョン)が認められたため、当該減肉部を補修。	G	
6	4号機	残留熱除去機器冷却系熱交換器(C)点検時、海水出口水室内ライニングに不良(膨れ1箇所)が認められたため、当該部を補修。	G	
7	4号機	復水循環保管ポンプ計装ラック点検時、同ラックのベント弁(3弁)にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
8	4号機	設備監視時(燃料未装荷)、平均出力領域モニタ高及び同モニタ(B)機器動作不能他の警報発生が認められたため、原因を調査後、対応検討。	G	
9	その他	労働基準監督署による発電所の監査において、当社社員の賃金台帳(11月)確認時、所定労働日数欄の記載に誤り(13日間の勤務者がシステムで一律20日と印字)が認められたため、対応検討。	G	